

宮古保健医療圏基準寝具貸借仕様書

寝具の貸借に係る業務の仕様は、次のとおりとする。

(基本的事項)

- 1 業務を行うに当たっては、平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従うとともに、クリーニング業法等関係法令に基づき、常に清潔に留意し衛生的に処理することとし、病院業務の運営に支障をきたさないよう一切の責務を負うものとする。
- 2 病院事業の運営上、各寝具数量については、別紙1「設備する基準寝具の種類・数量表」に記載された各病院の1週間の使用枚数を病院内に確保するものとする。
- 3 寝具の品質・規格については、別紙2及び別紙3「基準寝具の品質・規格表」のとおりとする。
- 4 寝具に不足が生じた場合は、当院の依頼により速やかに不足分を納入するものとする。

(洗濯等)

- 5 寝具の洗濯の仕方は、一般的なものについては、通例に従い高温洗濯とし、特に汚染の著しいものについては、染み抜き等を履行すること。

(補修)

- 6 寝具、布団綿の打ち返し及び枕の補修については、必要の都度行うものとする。

(納入日等)

- 7 寝具の納入日は、病院の指定する曜日（週1回）とし、納入場所は、病院寝具倉庫とする。
ただし、病院の都合により納入日を変更するときは、その変更した日とする。
- 8 納入数は、原則として洗濯物引渡数と同じとすること。

(洗濯施設における取り扱い)

- 9 洗濯施設における寝具の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 洗濯物は清潔、不潔と区分し、保管のために必要な業務用の戸棚及び容器を備え、かつ、その使用区分を表示しておくものとする。
 - (2) 洗濯物を収集及び配送する場合の容器は、洗濯又は仕上げが終わらないものと区分しておくこと。
 - (3) 洗濯物を処理する施設及び格納する倉庫、並びに容器は随時薬品等で消毒すること。

(伝票)

- 10 寝具の受け渡しを明確にするため、所定の伝票により行うこととする。

(その他)

- 11 回収及び納入にかかる費用は賃借料金に含まれるものとする。
- 12 賃借料金の計算期間は、暦月を基準とした1箇月間とする。
- 13 この仕様書に定めのないものは、その都度、協議するものとする。
- 14 年間使用見込数
92,157人 (宮古：82,380人 山田：9,777人)